

# 〔貸与奨学金〕確認書兼個人情報取扱いに関する同意書

〔大学・短期大学・専修学校専門課程〕

(西暦) 年 月 日

独立行政法人

日本学生支援機構理事長 殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という）の奨学金の貸与を受けるにあたり、インターネットによる奨学金の申込みの内容及び奨学金案内の記載内容及び以下に記載の貸与申込の条件、個人情報取扱いに関する各同意条項、機構の諸規程並びに裏面記載事項について、確認し、同意のうえ、返還することを確約し、本確認書兼個人情報取扱いに関する同意書を提出します。また、第一種奨学金と併せて給付奨学金もしくは大学等における修学の支援に関する法律第八条第一項の規定による授業料減免を受けているときは、関係法令等の規定に基づき当該第一種奨学金の貸与額が増額又は減額（複数あるときは機構の定める額）に変更されることがあることに同意します。さらに機構に提出した個人番号については、裏面記載の範囲で機構が利用することに同意します。機関保証を受ける場合には、保証機関（公益財団法人日本国際教育支援協会）に支払うべき保証料は、機構が奨学金の交付の際にあらかじめ貸与金額から差し引いて支払うこととしてください。

\*必ず本人が記入してください。

学 校 名		学部・課程・分野	学科・専攻・研究科	学籍(学生証)番号
学校の種類	大学(学部)・短期大学 専修学校専門課程		電話番号(自宅)	—
フリガナ	〒		電話番号(携帯)	—
氏名	漢字	生年月日	昭和・平成 年 月 日	性別(任意) 男・女
国籍又は在留資格	a 日本国籍 b 法定特別永住者 c 永住者 d 定住者(永住の意思がある者に限る) e 日本人の配偶者等			
【該当を○で囲む】	f 永住者の配偶者等 g 家族滞在 ※d～gの該当者は在留期限(在留期間の満了日)を記入( 年 月)			

※飛び級等で、申込者本人(あなた)が未成年(18歳未満)の場合は、親権者欄のある書式に記入が必要です。書式については学校へお問い合わせください。

## 【個人情報同意条項】 機構は、個人情報情報機関への登録及び利用は、延滞した場合のみ行います。

(個人情報情報の利用・登録等)

1. 私は、奨学金の返済が延滞した後は、下記の個人情報(その履歴を含む)が機構が加盟する個人情報情報機関に登録され、同機関及び同機関と提携する個人情報情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断(返済能力又は転居先の調査をいう。ただし、返済能力に関する情報は返済能力の調査の目的に限る)のために利用されることに同意します。また、私は、延滞した後は、機構が加盟する個人情報情報機関及び同機関と提携する個人情報情報機関に私の個人情報(当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される破産等の官報情報等を含む)が登録されている場合には、機構がそれを債権管理(転居先の調査を含む)のために利用することに同意します。

個人情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所(郵便不着の有無等を含む)、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
貸与金額、貸与日、最終返済日等の本契約の内容及びその返済状況(延滞、代位弁済、強制回収手続き、完済等の事実を含む)の情報	延滞発生から本契約期間中及び本契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間
機構が加盟する個人情報情報機関を利用した日及び本契約又はその申込の内容等	当該利用日から1年を超えない期間
官報の情報	破産手続開始決定を受けた日から7年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け調査中である旨の情報	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告の情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

2. 私は、前項の個人情報、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人情報情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等、個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人情報情報機関及びその加盟会員によって相互に提供又は利用されることに同意します。

3. 前2項に規定する個人情報情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されています。なお、個人情報情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います(機構ではできません)

①機構が加盟する個人情報情報機関：全国銀行個人情報センター <https://www.zenginkyo.or.jp/pcc/>

②同機関と提携する個人情報情報機関

・ ㈱日本信用情報機構 <https://www.jicc.co.jp> ・ ㈱シー・アイ・シー <https://www.cic.co.jp>

(代位弁済後の情報提供について)

4. 私は、機構に対し、私が保証委託契約を締結した委託先から機構が代位弁済後の完済等の情報を取得し、これを個人情報情報機関に提供することを依頼し、その情報が個人情報情報機関に登録されることに同意します。

左記の個人情報情報機関では、本書面の書き方を含め奨学金に関するご質問にはお答えできません。

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務(返還業務を含む)のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

確認書兼同意書は、本人控としてコピーを取り返還誓約書を提出するまで大切に保管してください。

学校番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

1. 奨学金の貸与に係る事項

- 【返還方式】
  - ① 第一種奨学金においては、貸与金額に応じた返還回数で算出された割賦金で返還する方式(以下、「定額返還方式」といふ)が、独立行政法人日本学生支援機構(以下、「機構」といふ)から取り入れている方式であり、返還方式として、「所得連動返還方式」を選択する必要がある。なお、返還方式として選択しなかった場合及び個人番号を提出しない場合は、定額返還方式を選択したものとします。第二種奨学金においては、定額返還方式のみとなります。
  - ② 所得連動返還方式を選択したものが、個人番号等機構の指定する書類を提出しなされない等所定手続きを怠った場合は、貸与金額に応じた返還回数で割賦金が算出されることがあります。ただし、機関保証を受けられない場合は、所得連動返還方式を利用することはできません。
  - ③ 返還方式の変更を希望する際は機構に願い出る必要があります。なお、貸与終了後は定額返還方式から所得連動返還方式への変更の可能性があります。

- 【貸与】
  - ① 奨学金の貸与を受けるためには、一定の保証料を支払うことで保証機関による機関保証(以下、「機関保証」)を受けると、連帯保証人及び保証人を選任し、人的保証の取得が必ず必要です。保証料の支払い、機構が交付する毎月の奨学金から所定の保証料を差し引く方法、又は奨学生による保証料を保証機関に払い込む方法により選択することができます。払い込む方法を選択する場合は、この確認書兼個人信用情報への取扱いに関する同意書(以下、「確認書兼同意書」といふ)を提出する。前記の機関保証又は保証機関へ願い出る必要があり、また、払い込む方法を選択した奨学生が保証料の払込みを怠ったときは、奨学金の交付を保留することがあります。
  - ② 返還方式で所得連動返還方式を選択した場合は、機関保証を選択することが必要です。なお、返還方式の変更を願い出た際に受けている保証が人的保証の場合、保証料を一括で支払ったうえで機関保証に変更する必要があります。
  - ③ 機関保証を選択する場合は、奨学金の貸与終了後においても奨学生本人と確實に連絡をとることができ、機構の求めに応じてその連絡先情報を提供する者を選任し、その者の氏名、住所等を本人以外の連絡先として届け出なければなりません。
  - ④ 奨学金申込時に連帯保証人及び保証人を選任し、貸与中に連帯保証人又は保証人が死亡したとき、真正に理由のない事由により連帯保証人又は保証人が欠けたことになった場合は、機関保証制度への変更を申し出ることができ(上記②の返還方式の変更の場合を除く)。

- 【返還】
  - ① 機関保証を受ける奨学生は在学が終了後、機構が定める期限までに機関保証料を支払ったことを表示した返還誓約書及び保証依頼書(兼保証委託契約書)・保証料支払済印を提出しなければなりません。
  - ② 人的保証と連帯保証との併用は認められず、機構が定める期限までに連帯保証人及び保証人については、印鑑登録証明書(コピー不可)及び収入に関する証明書(保証人については、印鑑登録証明書(コピー不可))を添付しなければなりません。
  - ③ 機構が定める期限までに返還誓約書提出しない場合は、採用の時に遡りて奨学金としての資格を失います。奨学生としての資格を失った際に返戻された個人番号がある場合には、その全額を機構に返納するものとします。
  - ④ 個人番号を提出していない奨学生は返還誓約書に「住民票の写し」を添付しなければなりません。なお、「住民票の写し」は個人番号が記載されていないものとします。
  - ⑤ 連帯保証人が本人が未成年者の場合は親権者又は未成年後見人、本人が成年者の場合は原則として本人の父母、未成年者を除く兄弟姉妹又はこれに代わる者、保証人は、独立の生計を営む者であって、原則として、奨学生の4親等以内(父母を除く)の親族でなければなりません。

- 【貸与期間】
  - ① 返還方式で貸与を受けた者が新たに貸与を受ける期間は、下記の学校区分(それぞれ返還方式に別表のとおり)における専修年限2年以上の専修学校の専攻課程科目、大学等における専攻課程科目及び専攻課程科目が区分とみなす)において現在在学中の学校と同じ区分に属する学校で過去に貸与を受けた期間と通算して、現在在学中の専修年限、専攻課程年限を定めていない学校に於ては、貸与を受ける者卒業に必要な最長期間)に達するまでの期間とし、これを通過して、機構が特に必要と認めるときは、第一種奨学金においては全ての専修学校の区分を通じ、過去に貸与を受けた期間にかかわらず、現在在学中の学校の専修年限、過去に貸与を受けた期間、貸与を受けることとなります。(同一の学校・学部・学科・研究科を一度返還後に復籍する場合を除く)

- 【申込資格】
  - ① 奨学金の貸与を受けることができる学生等は、日本国籍を持つ者か、外国籍の者のうち次のいずれかに該当する者として学生等  
ア 「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法(平成33年法律第71号)」第3条の規定による法定特別永住者として本邦に在留する者  
イ 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第2の永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者又は家族滞在の在留資格をもって本邦に在留する者であって、次に掲げる要件の全てに該当する者  
(ア) 12歳を迎える学年の末日までに日本国に入国した者  
(イ) 日本国の小学校等、中学校等、高等学校等を卒業した者  
(ウ) 大学等の卒業後、就労して引き続き本邦に在留する意思があると機構の長が認めた者  
ウ 本邦における在留期間その他の条件を総合的に勘案して前号に掲げる者に準ずると機構の長が認めたもの

- 【振込】
  - ① 奨学金は、普通銀行(外国銀行を除く)、ゆうちょ銀行、信用金庫、労働金庫又は信用組合、農協、漁協及びその他銀行(以下「銀行」といふ)に振り込まれます。
  - ② 奨学金は、毎月振り込まれます。振込先として設けられた奨学生名義の預貯金口座に振り込まれます。
- 【月額の振り】
  - ① 平成30年度以降入学者が第一種奨学金の貸与を受ける場合は、申込時の収入、所得金額により、機構が定める基準を満たす場合に自宅又は自宅外月額の最高月額の貸与を受けることができます。
  - ② 第二種奨学金においては、貸与月額は、機構の定める手続きにより変更することができ(以下、「変更」といふ)、採用時、自宅外通学の貸与月額を変更した者が、自宅通学に変更した場合は速やかに「第一種奨学金貸与月額変更届(届)」の届出が必要で、この届出を怠ると、奨学金が廃止されることがあります。(大学院を除く)
  - ③ 第三種奨学金においては、基本月額、増額月額は、機構が定める手続きにより変更することができ(以下、「変更」といふ)、採用時、自宅外通学の貸与月額を変更した者が、自宅通学に変更した場合は速やかに「第一種奨学金貸与月額変更届(届)」の届出が必要で、この届出を怠ると、奨学金が廃止されることがあります。(大学院を除く)
  - ④ 第二種奨学金においては、基本月額、増額月額は、機構が定める手続きにより変更することができ(以下、「変更」といふ)、採用時、自宅外通学の貸与月額を変更した者が、自宅通学に変更した場合は速やかに「第一種奨学金貸与月額変更届(届)」の届出が必要で、この届出を怠ると、奨学金が廃止されることがあります。(大学院を除く)

- 【利率】
  - ① 「利率見直し方式」は、貸与終了時は、奨学金の交付に充てた資金の借換えに充てる5年利見直し方式の財投の利率に基づき機構が定めた利率が適用されます。その後返還期間中のおおむね5年ごと(返還の期限を猶予されている期間を除く)に各時点の財投の利率に基づき機構が定めた利率が適用されます。(貸与終了時は、奨学金の交付に充てた資金の借換えのために財投の借入金以外に債券を発行した場合は、財投と債券の利率を加重平均した利率に基づき機構が決定します。)
  - ② 「利率見直し方式」は、貸与終了時は、奨学金の交付に充てた資金の借換えに充てる5年利見直し方式の財投の利率に基づき機構が定めた利率が適用されます。その後返還期間中のおおむね5年ごと(返還の期限を猶予されている期間を除く)に各時点の財投の利率に基づき機構が定めた利率が適用されます。(貸与終了時は、奨学金の交付に充てた資金の借換えのために財投の借入金以外に債券を発行した場合は、財投と債券の利率を加重平均した利率に基づき機構が決定します。)

- 【利率の算定方法】
  - ① 第一種奨学金にあわせて入学時特別増額貸与奨学金を受けた者の利率、第二種奨学金における基本月額に係る利率の算定方法の選択に関しては、「利率固定方式」又は「利率見直し方式」のうちインターネットにより入力する方法、又は「奨学金申込書」に記載する方法に従って、奨学生のおり定められます。
  - ② 利率固定方式は、貸与終了時、奨学金の交付に充てた資金の借換えに充てた利率が適用されます。(貸与終了時、奨学金の交付に充てた資金の借換えのために財投の借入金以外に債券を発行した場合は、財投と債券の利率を加重平均した利率に基づき機構が決定します。)

- ③ 「利率見直し方式」は、貸与終了時は、奨学金の交付に充てた資金の借換えに充てる5年利見直し方式の財投の利率に基づき機構が定めた利率が適用されます。その後返還期間中のおおむね5年ごと(返還の期限を猶予されている期間を除く)に各時点の財投の利率に基づき機構が定めた利率が適用されます。(貸与終了時は、奨学金の交付に充てた資金の借換えのために財投の借入金以外に債券を発行した場合は、財投と債券の利率を加重平均した利率に基づき機構が決定します。)
- ④ 第一種奨学金において入学時特別増額貸与奨学金を受けた者並びに私立大学、医学・歯学・薬学又は獣医学を専修する課程及び法科大学院に在学者が増額月額の貸与を受けた場合の利率は、基本月額に係る利率と入学時特別増額貸与奨学金の利率を加算して算定されます。
- ⑤ 第二種奨学金における基本月額に係る利率は「利率固定方式」又は「利率見直し方式」に従って算定し、入学時特別増額貸与奨学金並びに増額月額に係る利率は「利率見直し方式」に従って算定し、入学時特別増額貸与奨学金並びに増額月額に係る利率は「利率見直し方式」に従って算定されます。

- し方式)に従って算定し、入学時特別増額貸与奨学金並びに増額月額に係る利率は「利率固定方式」又は「利率見直し方式」により算定した利率に基づき機構が定める利率とします。
- ① 第一種奨学金においては、利率の算定方法の変更は、奨学金の交付期間中、機構が定める一定期間内におけることができません。ただし、第一種奨学金にあわせて入学時特別増額貸与奨学金を受けた者の利率の算定方法は、採用決定後は原則として変更できません。

- 【貸与中の手続等】
  - ① 奨学金は、在学が終了後、機構が定める期限までに機関保証料を支払ったことを表示した返還誓約書及び保証依頼書(兼保証委託契約書)・保証料支払済印を提出しなければなりません。
  - ② 人的保証と連帯保証との併用は認められず、機構が定める期限までに連帯保証人及び保証人については、印鑑登録証明書(コピー不可)及び収入に関する証明書(保証人については、印鑑登録証明書(コピー不可))を添付しなければなりません。
  - ③ 機構が定める期限までに返還誓約書提出しない場合は、採用の時に遡りて奨学金としての資格を失います。奨学生としての資格を失った際に返戻された個人番号がある場合には、その全額を機構に返納するものとします。
  - ④ 個人番号を提出していない奨学生は返還誓約書に「住民票の写し」を添付しなければなりません。なお、「住民票の写し」は個人番号が記載されていないものとします。
  - ⑤ 連帯保証人が本人が未成年者の場合は親権者又は未成年後見人、本人が成年者の場合は原則として本人の父母、未成年者を除く兄弟姉妹又はこれに代わる者、保証人は、独立の生計を営む者であって、原則として、奨学生の4親等以内(父母を除く)の親族でなければなりません。

- 【返還】
  - ① 機関保証を受ける奨学生は在学が終了後、機構が定める期限までに機関保証料を支払ったことを表示した返還誓約書及び保証依頼書(兼保証委託契約書)・保証料支払済印を提出しなければなりません。
  - ② 人的保証と連帯保証との併用は認められず、機構が定める期限までに連帯保証人及び保証人については、印鑑登録証明書(コピー不可)及び収入に関する証明書(保証人については、印鑑登録証明書(コピー不可))を添付しなければなりません。
  - ③ 機構が定める期限までに返還誓約書提出しない場合は、採用の時に遡りて奨学金としての資格を失います。奨学生としての資格を失った際に返戻された個人番号がある場合には、その全額を機構に返納するものとします。
  - ④ 個人番号を提出していない奨学生は返還誓約書に「住民票の写し」を添付しなければなりません。なお、「住民票の写し」は個人番号が記載されていないものとします。
  - ⑤ 連帯保証人が本人が未成年者の場合は親権者又は未成年後見人、本人が成年者の場合は原則として本人の父母、未成年者を除く兄弟姉妹又はこれに代わる者、保証人は、独立の生計を営む者であって、原則として、奨学生の4親等以内(父母を除く)の親族でなければなりません。

- 【貸与期間】
  - ① 返還方式で貸与を受けた者が新たに貸与を受ける期間は、下記の学校区分(それぞれ返還方式に別表のとおり)における専修年限2年以上の専修学校の専攻課程科目、大学等における専攻課程科目及び専攻課程科目が区分とみなす)において現在在学中の学校と同じ区分に属する学校で過去に貸与を受けた期間と通算して、現在在学中の専修年限、専攻課程年限を定めていない学校に於ては、貸与を受ける者卒業に必要な最長期間)に達するまでの期間とし、これを通過して、機構が特に必要と認めるときは、第一種奨学金においては全ての専修学校の区分を通じ、過去に貸与を受けた期間にかかわらず、現在在学中の学校の専修年限、過去に貸与を受けた期間、貸与を受けることとなります。(同一の学校・学部・学科・研究科を一度返還後に復籍する場合を除く)

- 【申込資格】
  - ① 奨学金の貸与を受けることができる学生等は、日本国籍を持つ者か、外国籍の者のうち次のいずれかに該当する者として学生等  
ア 「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法(平成33年法律第71号)」第3条の規定による法定特別永住者として本邦に在留する者  
イ 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第2の永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者又は家族滞在の在留資格をもって本邦に在留する者であって、次に掲げる要件の全てに該当する者  
(ア) 12歳を迎える学年の末日までに日本国に入国した者  
(イ) 日本国の小学校等、中学校等、高等学校等を卒業した者  
(ウ) 大学等の卒業後、就労して引き続き本邦に在留する意思があると機構の長が認めた者  
ウ 本邦における在留期間その他の条件を総合的に勘案して前号に掲げる者に準ずると機構の長が認めたもの

- 【振込】
  - ① 奨学金は、普通銀行(外国銀行を除く)、ゆうちょ銀行、信用金庫、労働金庫又は信用組合、農協、漁協及びその他銀行(以下「銀行」といふ)に振り込まれます。
  - ② 奨学金は、毎月振り込まれます。振込先として設けられた奨学生名義の預貯金口座に振り込まれます。
- 【月額の振り】
  - ① 平成30年度以降入学者が第一種奨学金の貸与を受ける場合は、申込時の収入、所得金額により、機構が定める基準を満たす場合に自宅又は自宅外月額の最高月額の貸与を受けることができます。
  - ② 第二種奨学金においては、貸与月額は、機構の定める手続きにより変更することができ(以下、「変更」といふ)、採用時、自宅外通学の貸与月額を変更した者が、自宅通学に変更した場合は速やかに「第一種奨学金貸与月額変更届(届)」の届出が必要で、この届出を怠ると、奨学金が廃止されることがあります。(大学院を除く)
  - ③ 第三種奨学金においては、基本月額、増額月額は、機構が定める手続きにより変更することができ(以下、「変更」といふ)、採用時、自宅外通学の貸与月額を変更した者が、自宅通学に変更した場合は速やかに「第一種奨学金貸与月額変更届(届)」の届出が必要で、この届出を怠ると、奨学金が廃止されることがあります。(大学院を除く)

- 【利率】
  - ① 「利率見直し方式」は、貸与終了時は、奨学金の交付に充てた資金の借換えに充てる5年利見直し方式の財投の利率に基づき機構が定めた利率が適用されます。その後返還期間中のおおむね5年ごと(返還の期限を猶予されている期間を除く)に各時点の財投の利率に基づき機構が定めた利率が適用されます。(貸与終了時は、奨学金の交付に充てた資金の借換えのために財投の借入金以外に債券を発行した場合は、財投と債券の利率を加重平均した利率に基づき機構が決定します。)
  - ② 「利率見直し方式」は、貸与終了時は、奨学金の交付に充てた資金の借換えに充てる5年利見直し方式の財投の利率に基づき機構が定めた利率が適用されます。その後返還期間中のおおむね5年ごと(返還の期限を猶予されている期間を除く)に各時点の財投の利率に基づき機構が定めた利率が適用されます。(貸与終了時は、奨学金の交付に充てた資金の借換えのために財投の借入金以外に債券を発行した場合は、財投と債券の利率を加重平均した利率に基づき機構が決定します。)

- 【利率の算定方法】
  - ① 第一種奨学金にあわせて入学時特別増額貸与奨学金を受けた者の利率、第二種奨学金における基本月額に係る利率の算定方法の選択に関しては、「利率固定方式」又は「利率見直し方式」のうちインターネットにより入力する方法、又は「奨学金申込書」に記載する方法に従って、奨学生のおり定められます。
  - ② 利率固定方式は、貸与終了時、奨学金の交付に充てた資金の借換えに充てた利率が適用されます。(貸与終了時、奨学金の交付に充てた資金の借換えのために財投の借入金以外に債券を発行した場合は、財投と債券の利率を加重平均した利率に基づき機構が決定します。)

- ③ 「利率見直し方式」は、貸与終了時は、奨学金の交付に充てた資金の借換えに充てる5年利見直し方式の財投の利率に基づき機構が定めた利率が適用されます。その後返還期間中のおおむね5年ごと(返還の期限を猶予されている期間を除く)に各時点の財投の利率に基づき機構が定めた利率が適用されます。(貸与終了時は、奨学金の交付に充てた資金の借換えのために財投の借入金以外に債券を発行した場合は、財投と債券の利率を加重平均した利率に基づき機構が決定します。)
- ④ 第一種奨学金において入学時特別増額貸与奨学金を受けた者並びに私立大学、医学・歯学・薬学又は獣医学を専修する課程及び法科大学院に在学者が増額月額の貸与を受けた場合の利率は、基本月額に係る利率と入学時特別増額貸与奨学金の利率を加算して算定されます。
- ⑤ 第二種奨学金における基本月額に係る利率は「利率固定方式」又は「利率見直し方式」に従って算定し、入学時特別増額貸与奨学金並びに増額月額に係る利率は「利率見直し方式」に従って算定し、入学時特別増額貸与奨学金並びに増額月額に係る利率は「利率見直し方式」に従って算定されます。

2. 奨学金の返還に係る事項

- 【返還方式】
  - ① 奨学金の返還は、貸与が終了した月の翌月から起算して6月を経過後に開始されます。選択した返還方式に応じて算出された割賦額を、ゆうちょ銀行、都市銀行、地方銀行、第一地方銀行、信託銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、農協、漁協、信用漁業協同組合、漁業協同組合又はインターネットで返還する専門銀行(一部)の預貯金口座から自動的に返済する方法(リレー口座)で返還することになります。(一部の信託銀行、信用金庫、漁業協同組合、インターネットで返還することになります。)

3. 採用しなかった場合等の確認書兼同意書の取扱いに係る事項

申込後採用しなかった場合、採用取消になった場合、貸与を受ける前に辞退した場合、この確認書兼同意書は無効となります。なお、この場合確認書兼同意書等は返戻いたしません。学校又は機構が責任をもって廃棄いたします。